

ID: 257

担当部署: 建設水道課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	村田町農業集落排水事業分担金条例 第3条		
例規番号	平成8年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第4条の規定による。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第3条 分担金は、農業集落排水処理施設の併用開始の日現在における事業区域内の土地の所有者(当該所有者と当該土地に係る地上権者、質権者、使用借主又は貸借人が協議して分担金の徴収を受ける者を定め、その旨を管理者に届け出た場合は、その者。以下「受益者」という。)から徴収する。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第4条 受益者から徴収する分担金の額は、16万円とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日